

大橋川改修技術検討懇談会 規約（案）

（総則）

第1条 本規約は、「大橋川改修技術検討懇談会」（以下「懇談会」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本懇談会は、事業者が検討する大橋川改修事業に係る段階的な治水対策についての技術的な検討に対して、第三者の立場から、治水上の技術的な助言を与えることを目的とする。

（組織）

第3条 懇談会は、別表の委員をもって構成し、委員は国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所長（以下「出雲河川事務所長」という。）が委嘱する。

2. 懇談会には、出雲河川事務所長の依頼に基づき座長を1名置く。
3. 座長は、懇談会を統括する。

（討議事項）

第4条 以下の事項について助言をする。

- （1）大橋川改修事業にあたっての効果的な整備手順に対する助言
- （2）その他必要と認められる事項

（位置づけ）

第5条 本懇談会は、事業者が実施する大橋川改修事業に対する技術的な検討に対して、出雲河川事務所長への助言機関として設置する。

（懇談会の開催）

第6条 懇談会は、出雲河川事務所長の招集により必要に応じ開催するものとする。

（情報公開）

第7条 情報公開については、別紙「懇談会の運営及び情報公開の方法について」に基づき実施する。

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、設置の日から第2条に掲げる目的を達する日までとする。

(事務局)

第9条 懇談会の事務局は、国土交通省 中国地方整備局 出雲河川事務所 計画課
に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、懇談会で定
める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。